

太枠内の一覧チェック、記入をお願いします。

申請書類審査中の連絡先
(FAXもしくはメールアドレス)

県チェック欄
☐

床面積
(㎡)

県証紙の額
円

--

<申請書類(申請時に必ず必要なもの)>

(高知県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第3条関係)

☐	☐ 認定申請書(規則第一号様式) ※正副2部
☐	☐ 評価機関の押印がないこと
	(第一面)
☐	☐ 申請先、申請地 ※高知市以外 ※幡多管内は幡多土木事務所へ申請
☐	☐ 申請種別 (1項:建築主、2項:分譲事業者+譲受人、3項:分譲事業者)
☐	☐ 手数料 床面積≤100㎡…10,000円 ☐ 床面積>100㎡…12,000円 ☐
	(第二面)
☐	☐ 5.床面積の合計 ※基準法の延べ面積
☐	☐ 6.住宅種別 (純粋な住宅以外は「共同住宅等」に分類される)
☐	☐ 6.各階の床面積 ※人の居住の用に供する部分
	住宅の部分の面積が75㎡以上。かつ、1の階の床面積が40㎡以上(各階とも階段面積除く)。
	※住宅の部分の面積…車庫、店舗、外部からのみ利用できる倉庫等は除く。
☐	☐ 9.長期使用構造等に係る構造及び設備の概要の書き方
	※「別添確認書による」等、添付書類に合わせて記載する。設計内容説明書は添付不要。
	(第四面) ※1,2項と3項で様式異なる
☐	☐ 3.②資金計画 維持保全を確実に遂行するために適切なものであること
☐	☐ 4.工事着工予定日(地盤改良工事も含む)は申請日以降である
☐	☐ 委任状
☐	☐ 申請者の押印または直筆署名
☐	☐ 代理人氏名等 ※建築士事務所に所属する建築士、行政書士
☐	☐ 設計住宅性能評価書 又は 登録住宅性能評価機関が交付する確認書 ※写しの添付も可
☐	☐ 居住環境基準等について(参考様式)
☐	☐ 地区計画等の区域内である場合 …届出書/許可の証明書等の写しを添付
☐	☐ 都市計画施設等の区域・地区内である場合 …施設等の範囲を示す図書や許可書の写し等を添付
	※2-②:敷地が都市計画道路内であっても、建物に計画道路がかかっていなければ認定可。
	※2-③:土地区画整理法施行区域内は土地区画整理法76条許可書を添付。事業未完の場合は認定不可。
☐	☐ 災害配慮基準確認報告書(参考様式)
☐	☐ 地すべり防止区域外 (地すべり等防止法第3条第1項)
☐	☐ 急傾斜地崩壊危険区域外 (がけ崩れ防止法第3条第1項)
☐	☐ 土砂災害特別警戒区域外 (土砂法第9条第1項)
☐	☐ 確認済証の写し又は工事届を提出していることがわかるもの ※後日提出でも可
☐	☐ 更地で行った地盤調査の報告書
	※既存建物解体前に行った地盤調査報告書でも受付できるが、後日、更地での地盤調査報告書の添付が必要。
☐	☐ 自沈層あり …不同沈下の検討書類を添付
☐	☐ 地盤改良あり …改良の検討書類、地盤改良計画を記した基礎伏図を添付
☐	☐ 砂質土がある場合(地表面化5mまでの範囲)
	…液状化の検討書類を添付 ※地下水位がなければ不要

<添付図書(計画に応じて省略可)>

※評価機関が押印済み

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第2条関係)

☐	☐ 付近見取り図	☐ 維持保全計画書 ※規則第5条
☐	☐ 配置図	☐ 点検時期 完成から10年以内であること
☐	☐ 各階平面図	☐ 計画の改良、臨時点検、計画の見直し、計画の変更
☐	☐ 用途別床面積表(床面積求積図)	☐ 建築後の維持保全期間が30年以上であること
☐	☐ 2面以上の立面図	☐ 各階平面図
☐	☐ 断面図又は矩計図	☐ 住宅の部分の面積が75㎡以上。
		かつ、1の階の床面積が40㎡以上(階段面積除く)。
		※申請書第2面6.各階の床面積と同じ。
☐	☐ 「明示すべき事項」が明示されていること	
	※各図書の「明示すべき事項」を他の図書に明示する場合は、一部図書を省略できる場合あり。(第2項、第3項)	